

事業事前評価表（後継プロジェクト詳細計画策定）

国際協力機構産業開発・公共政策部行財政・金融課

1. 案件名

国名：ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、ルワンダ共和国、ブルンジ共和国〔東アフリカ共同体（EAC）加盟国〕

案件名：東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト

Project on Capacity Development for International Trade Facilitation in the Eastern African Region

2. 事業の背景と必要性

（1）当該地域における税関分野及び国境物流の現状と課題

人口1億4,000万人を抱え域内統合が進展しつつある東アフリカ共同体（EAC）地域では、近年、年間5%を超える経済成長を達成している。また、この間域内外の貿易量は倍増し、地域の経済成長を牽引する重要な要素となっているが、他方で、世銀による国際物流の効率性指数¹では、通関手続きの効率性及び貿易・物流のインフラとも185カ国中140位前後と低位にあり、また輸出入に係るコストは欧米に比べ6～7割高いといわれるなど、依然域内の物流の効率化が課題となっている。

（2）当該地域における税関分野及び国境物流に係る開発政策と本事業の位置づけ

EAC地域では、域内統合による域内の貿易自由化促進のために2005年に関税同盟への移行が進められている。加えて、域内の通関手続きの効率化のため、EAC税関行政法が2004年に制定されるとともに、国境物流の効率化に資するワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の導入に向け、数年間の検討・審議を経て2013年4月にEAC OSBP法案がEAC立法議会で通過したところであり、域内における物流の効率化に向け域内全域での取り組みが進んでいる。また、域内各国歳入庁（RA）の中期計画においても、歳入の強化やコンプライアンス強化や適切な取り締まりの実施と並び、域内統合を見据えた税関手続きの円滑化が重点施策に位置づけられている。

本事業は、これら域内関係機関の重点政策にあわせ、OSBPの運用化を含む国境手続きの円滑化を実現することで、域内の貿易円滑化に資するものである。

（3）税関分野及び国境物流に対するわが国及びJICAの援助方針と実績

わが国政府は、2008年の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）における横浜行動計画で、OSBP等の国境手続円滑化の促進を掲げており、JICAは本方針に基づきEAC地域を含むアフリカにおいて、有償・無償資金協力によるOSBP施設建設を含む経済回廊整備支援を行うとともに、税関分野の能力向上のための技術協力を展開している²。また、2013年6月の第5

¹ Doing Business 2013, World Bank and IFC 185カ国対象調査

² EAC地域においては、2007年より2013年まで2回のフェーズに分けて「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト」を実施してきている。

回アフリカ開発会議（TICAD V）における横浜行動計画の重点目標のひとつとして、広域開発のための域内統合推進、特に貿易に関連したインフラ整備、貿易円滑化、貿易障壁の撤廃、各国政府及び地域経済共同体の能力強化を通じた域内・地域間の貿易促進を掲げており、これらの取り組みを更に進展させようとしている。特に EAC 地域においては、経済回廊支援を引き続き重点分野に据え、各回廊のニーズに応じて経済インフラの構築・整備や、OSBP を含む域内貿易促進のための支援を強化している。

（4）他の援助機関の対応

EAC 地域において域内の貿易円滑化を支援する主要なドナーには、トレードマーク・イースト・アフリカ〔TMEA：英国国際開発省（DFID）が主に拠出〕、米国国際開発庁（USAID）による East Africa Trade Hub、世界銀行、アフリカ開発銀行（AfDB）があり、主に OSBP 施設等のハード面の建設や EAC 等を通じた貿易政策の改善を図っているが、税関職員や通関業者に向けたアドホック的な研修実施等も支援している。各ドナーの支援の重複を避けつつ効果的に実施するために、域内のドナー調整会議も複数回実施されている。

3. 事業概要

（1）事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、東部アフリカ地域において、EAC 5 カ国を対象として、対象国境における OSBP の運用化、税関の能力向上、通関業者協会の能力向上及び域内通関士制度の枠組みの構築を通じて、国境手続きの効率化を図り、もって当該地域における貿易円滑化の促進に資する。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ナイロビ、ダルエスサラーム、カンパラ、キガリ、ブジュンブラ（EAC 5 カ国首都）を中心に各国境官署、OSBP 運用化対象国境として、ナマンガ、ルスモ。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：EAC 5 カ国 RA 及びナマンガ、ルスモにおける国境管理のための国家レベルステアリング・コミッティ（National Steering Committee：NSC）関係機関職員（関係機関の職員数：約 4,000 名）

間接受益者：EAC 5 カ国における通関業者及び輸出入業者

（4）事業スケジュール（協力期間）

2013 年 12 月～2017 年 12 月（計 48 カ月）

（5）総事業費（日本側）

9 億 6,000 万円

（6）相手国側実施機関

EAC 5 カ国 RA、国境管理のための NSC 関係機関（移民局、検疫局等）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

【専門家】 チーフ・アドバイザー、税関行政、業務調整／人材育成、地域協力連携強化、OSBP 運用化支援、税関実務等必要に応じて

【供与機材】 通関処理システム、国境監視機材等必要に応じ

【研修員受入（日本／第三国）】 OSBP 運用化、税関行政等に係る研修員受入れ

【現地活動経費】 現地研修実施経費、専門家旅費等活動に必要な経費

2) EAC 5 カ国（ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ）側

【カウンターパート（C/P）配置】 プロジェクト・ダイレクター（各機関の長）、プロジェクト・マネジャー〔税関局長、担当部局長（OSBP 運用化に係るコンポーネント）〕、ワーキング・グループ、OSBP 運用化に係る National/Technical Steering Committee の設置

【執務環境】 プロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース、機器

【プロジェクト活動経費】 C/P の人件費（国内旅費含む）等必要経費

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響／用地取得・住民移転

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減：特になし

(9) 関連する援助活動

1) わが国の援助活動

本事業は JICA がタンザニアで実施中の円借款「アルーシャーナマンガーアティ川間道路改良計画」及びタンザニア・ルワンダに対する無償資金協力「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」において建設される OSBP 施設の運用化に係る能力向上を行う。また、2007 年より 2 回のフェーズに分けて実施された「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト」におけるアウトプット（成果）〔税関中核業務の指導員養成、通関処理システム（RTMS/CCS）、国境取り締まり活動、通関業者能力向上支援、域内通関士資格認定制度構築に向けた取り組み〕を活用して実施予定。

2) 他ドナー等の援助活動

EAC 地域にて OSBP 化を含む貿易円滑化に取り組む TMEA とは特に連携を図り、TMEA が進めているタバタ・ホリリ国境（ケニアータンザニア間）における OSBP 運用化に向けた実施マニュアル等の活用を想定。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

東部アフリカ地域において、貿易円滑化が促進される。

【指標】

- ・ OSBP を導入している国境数が増加する。
- ・ OSBP を導入した国境において、貨物及び人の国境通過に要する時間が平均で X% 短縮される。
- ・ 域内における貨物の移動にかかる時間及び費用が減少する。
- ・ 域内の通関士資格認定制度にかかる法的枠組みが施行される。

2) プロジェクト目標と指標

対象国境における効率的な国境手続きのための能力が改善する。

【指標】

- ・ 対象陸路国境において OSBP の運用が実現した後、貨物及び人の国境通過に要する時間（一国の国境ゲート到着から他国国境ゲート出発までの所要時間）が平均で XX% 短縮される。
- ・ 対象陸路国境における OSBP の運用化実績が、域内の他の対象陸路国境における OSBP 化推進の参照事例として活用される。
- ・ 国境管理において、リスクベース・アプローチがさらに適用される。
- ・ 域内の通関士資格認定制度にかかる法的枠組み案の上程のため、関係者間で合意される。

3) アウトプット（成果）

アウトプット（成果） 1：OSBP が対象陸路国境において効率的に運営される。

アウトプット（成果） 2：域内における税関能力が向上する。

アウトプット（成果） 3：通関業者の能力が向上し、域内資格認定制度枠組みが整備される。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

1) アウトプット（成果）達成のための外部条件

OSBP 運用に係る関係機関が十分に協力し合う。対象陸路国境における OSBP 施設建設が予定どおりに完了する。EAC OSBP 法が施設建設完了までに施行される。プロジェクトの前フェーズより活動に参画してきた C/P 職員の離職・異動がプロジェクトの実施に影響を及ぼさない。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

OSBP の運用に係る予算と人員が関係機関によって十分に確保される。EAC 事務局が通

関士制度の構築に向けて必要な支援を行う。

3) 上位目標達成のための外部条件

EAC 加盟国に、域内通関士資格認定制度に係る法案成立に向けた強い意思が存在する。

6. 評価結果

本事業は、EAC 5 カ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

JICA が作成した OSBP Source Book (2009) には OSBP の効率的な推進のために、法整備、インフラ、ICT、手続きの 4 つの要素を同時並行で進めることが推奨されている。他方、複数の国境関係機関に加え、複数の政府がかかわる OSBP の推進においては、しばしばその合意形成やプロジェクトの進展の遅れがみられ、本事業の前フェーズにおいても、ナマンガの施設建設の遅れや法的枠組み整備の進捗がプロジェクト活動の進捗にも影響を及ぼす結果となった。プロジェクトの有効性及び効率性確保のため、プロジェクト開始前に外部条件を精査するとともに、プロジェクト実施段階においても、外部環境の進捗を踏まえながら、柔軟な活動計画の見直しが求められる。

(2) 本事業への教訓

本事業においても、OSBP の運用化に向けて、定期的を開催する地域合同調整委員会 (RJCC) 等の場を活用し、本事業にかかわる外部環境の進捗を逐次モニタリングし、柔軟な活動を展開する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 3 カ月	ベースライン調査
事業中間地点	中間レビュー
事業終了 6 カ月前	終了時評価
事業終了 3 年後	事後評価